

令和3年11月19日

## 内部積立ての事前相談の開始について

資源エネルギー庁  
省エネルギー・新エネルギー部  
新エネルギー課

令和2年6月に成立した強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律による、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(令和4年4月1日から「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に改称。)の改正により、廃棄等費用の積立制度が創設されました。この制度は、10kW以上の太陽光発電のFIT又はFIP認定事業(複数太陽光発電設備設置事業を含む。)について、原則として源泉徴収的な外部積立てを求めるものですが、長期安定発電の責任・能力があり、かつ確実な資金確保が見込まれるものとして、一定の厳格な要件を満たす場合には、例外的に内部積立てが認められます(なお、内部積立ての要件としては、全ての内部積立てに共通の要件として、①当該案件が50kW以上の太陽光発電の認定事業であること、及び、②認定事業者が電気事業法上の発電事業者であるか、又は、当該案件が、電気事業法上の発電事業者により同法の特定発電用電気工作物として届け出られていることなどがあり、また、類型ごとに求められる要件もあります。詳細は、公表済みの廃棄等費用積立ガイドラインを御確認ください。)

廃棄等費用の積立制度に関する法令の施行及び内部積立ての正式な変更認定申請の受付の開始は令和4年4月1日となるところ、最も早い案件では令和4年7月1日から積立てが開始することなどを考慮し、平成24年度から平成26年度までの太陽光発電の認定案件(50kW以上の案件に限る。)について、令和4年4月1日以降の正式な変更認定申請の受付に先立って内部積立てに係る事前相談を受け付けるものとします。

事前相談の対象案件については、再生可能エネルギー電子申請にログインし、認定設備の参照画面に「内部積立の事前相談」のアイコン(詳細は以下の操作マニュアルを参照。)が表示されるため、御確認ください(なお、事前相談の対象案件であっても、内部積立てのための厳格な要件を満たさない場合には、内部積立ては認められませんので、御留意ください。)

○操作マニュアル：

<https://www.fit-portal.go.jp/servlet/servlet.FileDownload?file=0150K00000AyRDS>

○廃棄等費用積立ガイドライン：

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/kaitori/dl/fit\\_2017/legal/haiki\\_hiyou.pdf](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/haiki_hiyou.pdf)

以上